

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 飼料の試験の結果の概要(畜産課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

資金管理団体の届出

資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出

資金管理団体の指定の取消しの届出

◇ 教委告示 平成十一年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針(高等学校課)

告 示

鳥取県告示第四百五十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、平成十年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							備考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	水分 (%)	
境港市 松景精麦株式会社 山陰工場	境港市外江町3749 松景精麦株式会社 山陰工場	肉牛用5号	平成10年5月	8.4	3.4	2.5	1.7	0.06	0.24	13.7	
		肉牛用11号	〃	8.1	4.1	2.4	1.6	0.02	0.27	13.1	
下関市 林兼産業株式会社	境港市竹内団地57 株式会社ミシロ境 港支店	㊟まるは印配合飼料 エールマッシュ	平成10年4月	17.4	5.4	4.5	11.2	3.59	0.53	12.4	
倉敷市 日本農産工業株式 会社水島工場	西伯郡名和町大字 名和990 名和運送有限会社 倉庫	ノーサン印プロイラー 肥育後期用配合飼料 フィニー	平成10年5月	18.9	8.1	2.9	5.2	1.08	0.66	12.8	
倉敷市 西日本飼料株式 会社		日清印 肉牛用配合 飼料 すこぶる育成	〃	16.3	3.5	2.6	5.9	0.85	0.67	11.8	
		日清印 肉牛用配合 飼料 黒毛後期	平成10年4月	12.0	3.6	3.7	4.8	0.83	0.48	13.2	
		日清印 子牛用人工 乳 ニューカーフスター ター	平成10年3月	18.1	3.9	3.7	5.5	0.98	0.55	13.0	

注1 資料の名称の欄中「㊟」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

注2 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第四百五十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年九月十九日 鳥取県指令倉土維十第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字田後字大田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一七〇一五八

吉田興産株式会社

代表取締役 吉田勇

鳥取県告示第四百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十年六月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
公明倉吉総支部	会計責任者の氏名	鳥飼 昇	福田 家和	平成十年三月二十五日	政党の支部
自由民主党米子市五千石支部	主たる事務所の所在地	米子市福市七四〇	米子市八幡二二二	〃	〃
〃	代表者の氏名	大森 洋美	野口 辰己	〃	〃
日本共産党鳥取県東・中部地区委員会	〃	深浦 重道	宮内 影昭	平成十年三月三十日	〃
自由民主党鳥取県支部連合会	〃	平林 鴻三	坂野 重信	平成十年三月三十一日	〃
自由民主党鳥取市面影支部	主たる事務所の所在地	鳥取市大杖二七	鳥取市桜谷九七	〃	〃
〃	代表者の氏名	本多 達郎	田中 大市	〃	〃

〃	会計責任者の氏名	〃	井関 忠道	〃	〃
自由民主党鳥取市明徳支部	代表者の氏名	河越 良二	川崎 重夫	〃	〃
自由民主党中山町支部	主たる事務所の所在地	西伯郡中山町田中六四六	西伯郡中山町御崎三二一	〃	〃
〃	代表者の氏名	佐々木博史	村本 彰次	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	森長 武志	野間 護	〃	〃
自由民主党米子市福生支部	主たる事務所の所在地	米子市上福原三丁目三二五	米子市皆生温泉四丁目二二一四一	〃	〃
〃	代表者の氏名	山崎 隆之	中田 耕	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	山根 幸泰	山崎 隆之	〃	〃
自由民主党鳥取県ときわ会支部	代表者の氏名	山本 素久	原 邦雄	〃	〃
自由民主党鳥取県薬剤師支部	会計責任者の氏名	藤本 晴則	吉田 健	平成十年四月十六日	〃
自由民主党智頭町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡智頭町大字穂見八六	八頭郡智頭町大字智頭一六四〇一一	平成十年五月十一日	〃
〃	代表者の氏名	林田 恒一	酒本 敏興	〃	〃

鳥取県常田たかよし薬剤師後援会	〃	〃	〃	〃	〃
鳥取県薬剤師連盟	〃	〃	〃	〃	〃
長谷川和夫後援会	代表者の氏名	中谷 博文	内藤 良	平成十年四月十七日	〃
鳥取県民社協会	〃	桑本 丞章	橋本 財蔵	平成十年五月一日	〃
〃	会計責任者の氏名	西谷 正敏	牧野 政人	〃	〃
常田たかよし後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市西町二丁目一〇九	鳥取市西町二丁目一〇一	平成十年五月二十一日	〃
佐藤誠後援会	会計責任者の氏名	岡田 峯晴	遠藤 量之	平成十年五月二十六日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十年六月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

<p>◎政党の支部</p> <p>期間 平成8年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 自由民主党会見町支部</p> <p>報告年月日 平成10年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 430,000円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 430,000円</p> <p>(2) 支出総額 430,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党鳥取県支部連合会 50,000円</p> <p>自由民主党鳥取県第二選挙区支部 380,000円</p> <p>小 計 430,000円</p> <p>合 計 430,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費 332,250円</p> <p>組織活動費 97,750円</p> <p>選挙関係費 430,000円</p> <p>小 計 430,000円</p> <p>合 計 430,000円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与</p>	<p>した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 自由民主党境港市支部</p> <p>報告年月日 平成10年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 6,585,389円</p> <p>ア 前年繰越額 1,333,389円</p> <p>イ 本年収入額 5,252,000円</p> <p>(2) 支出総額 3,338,867円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党鳥取県支部連合会 620,000円</p> <p>自由民主党鳥取県第二選挙区支部 4,610,000円</p> <p>小 計 5,230,000円</p> <p>その他の収入 22,000円</p> <p>10万円未満の収入 5,252,000円</p> <p>合 計 5,252,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費 560,000円</p> <p>人件費 17,091円</p> <p>光熱水費 16,241円</p> <p>備品・消耗品費</p>
---	---

<p>事務所費 983,313円 小計 1,576,645円</p> <p>政治活動費 組織活動費 826,192円 選挙関係費 736,843円 調査研究費 138,390円 その他の経費 60,797円 小計 1,762,222円 合計 3,338,867円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	<p>イ 本年収入額 1,020,000円 (2) 支出総額 855,470円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 自由民主党鳥取県支部連合会 20,000円 自由民主党鳥取県第二選挙区支部 1,000,000円 小計 1,020,000円 合計 1,020,000円</p> <p>(2) 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 4,900円 事務所費 200,000円 小計 204,900円 政治活動費 組織活動費 650,570円 合計 855,470円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	<p>収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 自由民主党鳥取市明徳支部</p> <p>報告年月日 平成10年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額 49,402円 (1) 収入総額 49,402円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年収入額 49,402円 (2) 支出総額 29,325円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 (47人) 29,400円 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 自由民主党鳥取県支部連合会 20,000円 その他の収入 10万円未満の収入 2円 合計 49,402円 (2) 支出の内訳 経常経費 事務所費 7,575円</p>	<p>政治活動費 組織活動費 21,750円 合計 29,325円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 自由民主党泊村支部</p> <p>報告年月日 平成10年3月31日</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 自由民主党日吉津村支部</p> <p>報告年月日 平成10年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 686,860円 ア 前年繰越額 316,860円 イ 本年収入額 370,000円 (2) 支出総額 340,420円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 自由民主党鳥取県支部連合会</p>
<p>政治団体の名称 自由民主党関金町支部</p> <p>報告年月日 平成10年3月31日</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 266,106円 (1) 前年繰越額 266,106円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 自由民主党東伯町支部</p> <p>報告年月日 平成10年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 1,311,826円 ア 前年繰越額 291,826円</p>	<p>政治団体の名称 自由民主党鳥取市面影支部</p> <p>報告年月日 平成10年3月31日</p>	<p>報告年月日 平成10年3月31日</p>	<p>報告年月日 平成10年3月31日</p>

<p>50,000円</p> <p>自由民主党鳥取県第二選挙区支部</p> <p>小計 320,000円</p> <p>合計 370,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>備品・消耗品費 5,080円</p> <p>事務所費 10,000円</p> <p>小計 15,080円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 295,340円</p> <p>その他の経費 30,000円</p> <p>小計 325,340円</p> <p>合計 340,420円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 自由民主党米子市崎津支部</p> <p>報告年月日 平成10年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 530,000円</p> <p>ア 前年繰越額 200,000円</p> <p>イ 本年収入額 330,000円</p> <p>(2) 支出総額 330,000円</p>	<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党鳥取県第二選挙区支部</p> <p>合計 330,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 330,000円</p> <p>合計 330,000円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>◎その他の政治団体</p> <p>政治団体の名称 足立光徳県政研究所</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 足立光徳</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員</p> <p>報告年月日 平成10年3月27日</p> <p>収入・支出総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 足立光徳後援会</p> <p>報告年月日 平成10年3月27日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 2,072,335円</p> <p>(1) 前年繰越額 2,072,335円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 足立敏雄後援会</p> <p>報告年月日 平成10年3月30日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 19,035円</p> <p>(1) 前年繰越額 19,035円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 鳥取県中部歯科医師連盟</p> <p>報告年月日 平成10年3月20日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 2,214,369円</p> <p>ア 前年繰越額 2,030,221円</p> <p>イ 本年収入額 184,148円</p> <p>(2) 支出総額 200,000円</p>	<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>個人の負担する党費又は会費 (39人) 19,500円</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>鳥取県歯科医師連盟 158,273円</p> <p>その他の収入</p> <p>10万円未満の収入 6,375円</p> <p>合計 184,148円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>機関紙誌の発行</p> <p>その他の事業費 200,000円</p> <p>その他の事業費 200,000円</p> <p>合計 200,000円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 幡野義行後援会</p> <p>報告年月日 平成10年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 20,749円</p> <p>ア 前年繰越額 20,749円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 1,990円</p>
--	--	--	---

2 支出の内訳 経緯経費 事務所費	1,990円	合 計 (うち本部又は支部に対して供与 した交付金に係る支出 0円)	1,990円
-------------------------	--------	--	--------

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、
次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年六月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の 所在地	届 出 年月日	備 考
新党友愛鳥取県 連合会	森岡正太郎	平家 裕一	鳥取市湖山町北 二丁目二四七	平成十年 五月一日	政党の支部
笠見次男後援会	米原 強	井上 裕貴	倉吉市小鴨八七	平成十年 三月二十 日	その他の 政治団体
新しい時代をつ くる党（新時代 党）鳥取県支局	水上まり子	水上まり子	米子市角盤町三 丁目二三	平成十年 三月二十 四日	〃
福田泰昌後援会	福田 武夫	松本賢治郎	鳥取市桂見一七 九	〃	〃
中村真佐雄後援 会	金田 司	久木 廣	日野郡江府町大 字下安井二三三	平成十年 四月六日	〃

漆原康夫後援会	米谷 哲朗	米谷 善昭	岩美郡国府町大 字中郷二七	平成十年 四月七日	〃
奥田隆夫後援会	奥田 良一	入江 輝文	西伯郡大山町長 田二九七	平成十年 四月二十 日	〃
佐藤誠原政研究 会	佐藤 誠	岡田 峯晴	日野郡江府町大 字員田三五〇	平成十年 五月二十 六日	〃
佐藤誠後援会	岡田 京三	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、
政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、
その要旨を次のとおり公表する。

平成十年六月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎政党の支部 期間 平成10年1月1日～同年4月27日 政治団体の名称 新党友愛鳥取県連合会 報告年月日 平成10年5月1日 (平成10年4月27日解散)	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 500,000円 ㄱ 前年繰越額 0円 ㄎ 本年収入額 500,000円 (2) 支出総額 453,350円	2 収入・支出の内訳
---	--	------------

<p>(1) 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>新党友愛本部 500,000円</p> <p>合 計 500,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>備品・消耗品費 39,830円</p> <p>事務所費 40,000円</p> <p>小 計 79,830円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 373,520円</p> <p>合 計 453,350円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>◎その他の政治団体</p> <p>期間 平成10年1月1日～同年3月21日</p> <p>政治団体の名称 新しい時代をつくる党 (新時代党)鳥取県支局</p> <p>報告年月日 平成10年3月24日 (平成10年3月21日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>期間 平成10年1月1日～同年3月24日</p> <p>政治団体の名称 福田泰昌後援会</p> <p>報告年月日 平成10年3月24日 (平成10年3月24日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成10年1月1日～同年3月31日</p> <p>政治団体の名称 中村真佐雄後援会</p> <p>報告年月日 平成10年4月6日 (平成10年3月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成10年1月1日～同年3月31日</p> <p>政治団体の名称 漆原康夫後援会</p> <p>報告年月日 平成10年4月7日 (平成10年3月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 6,474円</p> <p>(1) 前年繰越額 6,474円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p>	<p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成10年1月1日～同年4月11日</p> <p>政治団体の名称 奥田隆夫後援会</p> <p>報告年月日 平成10年4月20日 (平成10年4月11日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成10年1月1日～同年5月25日</p> <p>政治団体の名称 佐藤誠政研究会</p> <p>資金管理団体の 届出をした者の氏名 佐藤 誠</p> <p>資金管理団体の 届出に係る公職の種類 鳥取県議會議員</p> <p>報告年月日 平成10年5月26日 (平成10年5月25日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成10年1月1日～同年5月25日</p> <p>政治団体の名称 佐藤誠後援会</p>	<p>報告年月日 平成10年5月26日 (平成10年5月25日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 5,866円</p> <p>(1) 前年繰越額 5,866円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成9年1月1日～同年12月30日</p> <p>政治団体の名称 笠見次男後援会</p> <p>報告年月日 平成10年3月20日 (平成9年12月30日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成9年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 新しい時代をつくる党 (新時代党)鳥取県支局</p> <p>報告年月日 平成10年3月24日 (平成10年3月21日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>
---	---	--	---

<p>期間 平成9年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 福田泰昌後援会</p> <p>報告年月日 平成10年3月24日 (平成10年3月24日解散)</p>	<p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 76,300円</p> <p>(2) 支出総額 76,300円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附 (政党匿名寄附を除く)</p> <p>(内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 76,300円</p> <p>合計 76,300円</p> <p>【寄附の内訳】</p> <p>個人からの寄附</p> <p>(寄附者の氏名) (金額) (住所)</p> <p>中村真佐雄 76,300円 日野郡江府町</p>	<p>報告年月日 平成10年4月20日 (平成10年4月11日解散)</p> <p>収入・支出総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成9年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 佐藤誠県政研究会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 誠</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員</p>	<p>ア 前年繰越額 5,306円</p> <p>イ 本年収入額 250,000円</p> <p>(2) 支出総額 249,440円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附 (政党匿名寄附を除く)</p> <p>(内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 250,000円</p> <p>合計 250,000円</p> <p>【寄附の内訳】</p> <p>個人からの寄附</p> <p>(寄附者の氏名) (金額) (住所)</p> <p>佐藤 誠 250,000円 日野郡江府町</p>
<p>収入・支出総額</p> <p>1 収入総額 6,474円</p> <p>(1) 前年繰越額 6,474円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成9年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 漆原康夫後援会</p> <p>報告年月日 平成10年3月31日 (平成10年3月31日解散)</p>	<p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>機関紙誌の発行</p> <p>その他の事業費 76,300円</p> <p>機関紙誌の発行事業費 76,300円</p> <p>合計 76,300円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>期間 平成9年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 奥田隆夫後援会</p>	<p>報告年月日 平成10年5月26日 (平成10年5月25日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成9年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 佐藤誠後援会</p> <p>報告年月日 平成10年5月26日 (平成10年5月25日解散)</p>	<p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>備品・消耗品費 2,780円</p> <p>事務所費 31,660円</p> <p>小計 34,440円</p> <p>政治活動費</p> <p>機関紙誌の発行</p> <p>その他の事業費 215,000円</p> <p>機関紙誌の発行事業費 121,000円</p> <p>その他の事業費 94,000円</p> <p>小計 215,000円</p> <p>合計 249,440円</p>
<p>報告年月日 平成10年3月31日 (平成10年3月31日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 76,300円</p>		<p>1 収入・支出の総額 255,306円</p> <p>(1) 収入総額</p>	

<p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>期間 平成8年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 福田泰昌後援会</p> <p>報告年月日 平成10年3月24日 (平成10年3月24日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成8年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 奥田隆夫後援会</p> <p>報告年月日 平成10年4月20日 (平成10年4月11日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成8年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 佐藤誠県政研究会</p> <p>資金管理団体の 届出をした者の氏名 佐藤 誠</p>	<p>資金管理団体の 届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員</p> <p>報告年月日 平成10年5月26日 (平成10年5月25日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成8年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 佐藤誠後援会</p> <p>報告年月日 平成10年5月26日 (平成10年5月25日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額 142,976円</p> <p>(1) 収入総額 22,976円</p> <p>ア 前年繰越額 120,000円</p> <p>イ 本年収入額 137,670円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 120,000円</p> <p>合 計 120,000円</p> <p>【寄附の内訳】 個人からの寄附</p>	<p>(寄附者の氏名) (金額) (住所)</p> <p>佐藤 誠 120,000円 日野郡江府町</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>備品・消耗品費 4,310円</p> <p>事務所費 20,360円</p> <p>小 計 24,670円</p> <p>政治活動費</p> <p>機関紙誌の発行 113,000円</p> <p>その他の事業費 113,000円</p> <p>機関紙誌の発行事業費</p> <p>合 計 137,670円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>期間 平成7年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 福田泰昌後援会</p> <p>報告年月日 平成10年3月24日 (平成10年3月24日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>期間 平成7年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 奥田隆夫後援会</p> <p>報告年月日 平成10年4月20日 (平成10年4月11日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成6年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 福田泰昌後援会</p> <p>報告年月日 平成10年3月24日 (平成10年3月24日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額 698,961円</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>ア 前年繰越額 698,961円</p> <p>イ 本年収入額 698,961円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 698,961円</p> <p>合 計 698,961円</p> <p>【寄附の内訳】 個人からの寄附</p>
--	---	---	--

(寄附者の氏名) (金額)	(住所)	機関紙誌の発行	141,240円
福田 泰昌 698,961円	鳥取市	その他の事業費	
(2) 支出の内訳		機関紙誌の発行事業費	
経常経費		小計	111,240円
人件費	60,000円	宣伝事業費	30,000円
光熱水費	69,540円	その他の経費	29,150円
備品・消耗品費	32,436円	小計	247,790円
事務所費	289,195円	合計	698,961円
小計	451,171円	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	0円
政治活動費			
組織活動費	77,400円		

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十年六月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
佐藤誠	鳥取県議会議員	佐藤誠県政研究会	日野郡江府町大字貝田三五〇	佐藤 誠	平成十年五月二十六日

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十年六月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
吉岡知己資金管理団体の氏名	会計責任者	吉岡 登	吉岡 治	平成十年三月三十日
新時代を考える「ゆたか」政治・経済研究会	〃	福岡 祥二	新広 則靖	平成十年四月九日

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取り消す旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十年六月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	指定を取り消した団体		届出年月日	
		名 称	主たる事務所の所在地		代表者の氏名
佐藤誠	鳥取県議会議員	佐藤誠県政研 究会	日野郡江府町大字 員田三五〇	佐藤 誠	平成十年 五月二十 六日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第十四号

平成十一年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成十年六月十九日

鳥取県教育委員会 委員長 田 澤

平成11年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

平成11年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書と、学力検査の成績等を併せて、学校、学科又はコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

2 調査書

- (1) 調査書は、平素の学習の記録、行動の記録等について記入するものとする。
- (2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の共通履修としての英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数値化して評定点とする。また、第3学年の選択教科のうち共通履修としての英語以外の教科については、3段階評定とする。

3 出願 (推薦入学を除く。以下4から7までにおいて同じ。)

- (1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一高等学校の他の課程、学科又はコースを志願することができる。
- (2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回に限り志願先を変更することができる。

4 学力検査

(1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。
ただし、定時制課程(夜間に限る。)については、3教科(国語は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択する。)とする。

(2) 出願

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出题する。
イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。

なお、国語には作文、英語には聞き取りを出题する。

(3) 実施期日

平成11年3月9日(火)

(4) 実施時間

午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

(5) 傾斜配点

高等学校長は、学科又はコースの特性に応じて、特定の教科の学力検査成績に傾

<p>傾斜配点することができる。ただし、コース制を設けていない普通科は除く。 傾斜配点ができる教科数は1教科又は2教科、傾斜倍率は1.5倍又は2倍とする。</p> <p>5 面接 入学志願者全員に対して実施する。</p> <p>(1) 実施期日 平成11年3月9日(火)又は同月10日(水)</p> <p>(2) 実施方法等 別に定める。</p> <p>6 実技検査 高等学校長は、学科又はコースの特性に応じて実技検査を実施することができる。 この場合には、その結果を評点化することができる。</p> <p>(1) 実施期日 平成11年3月9日(火)又は同月10日(水)</p> <p>(2) 実施方法等 別に定める。</p> <p>7 選抜方法 高等学校長は、1の基本方針に基づき、中学校長から提出された調査書と学力検査の成績等を併せて選抜を行う。 選抜に当たっては、第3学年の各教科(選択教科は、共通履修としての英語のみとする。)の評定点の合計と学力検査の得点(特定の教科に傾斜配点を行った場合は傾斜配点後の得点とする。)をもとに、調査書の第3学年の各教科の学習の記録以外の記録(第3学年の共通履修としての英語以外の選択教科の学習の記録を含む。)、面接の結果、実技検査の結果等について具体的な取扱いの基準を定め、総合的に判定する。 また、過年度中学校卒業生については、調査書の内容が中学校卒業時のものに固定されているところから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。</p> <p>8 合格発表 高等学校長は、合格者の発表を行う。</p>	<p>(1) 実施期日 平成11年3月16日(火)</p> <p>(2) 実施方法等 別に定める。</p> <p>9 海外帰国生徒に対する配慮 海外帰国生徒に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施することができる。 なお、海外帰国生徒とは、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 帰国後の期間 帰国した日から平成11年2月1日までの期間が3年以内</p> <p>(2) 外国における在住期間 帰国時からさかのぼり継続して1年以上</p> <p>10 再募集 入学確定者が募集定員に満たない課程又は学科がある高等学校は、再募集を実施する。</p> <p>11 推薦入学 高等学校長は、学校、学科又はコースの特性に応じて、推薦入学者の選抜を実施することができる。 なお、推薦入学者の選抜に係る募集定員について、拡大を図ることとする。</p> <p>(1) 実施期日 平成11年2月2日(火)</p> <p>(2) 実施方法等 別に定める。</p> <p>12 その他 4の(5)の傾斜配点、6の実技検査及び11の推薦入学の実施高等学校、実施方法(傾斜配点する教科、傾斜倍率、実技検査の配点、推薦募集人員等)等は、県教育委員会においてとりまとめ、できるだけ早い時期に公表するものとする。</p>
--	---